

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 2021/2/17

最終更新日 2021/2/17

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年2月1日
国立大学法人名		東京海洋大学
法人の長の氏名		竹内 俊郎
問い合わせ先		企画評価課企画係 (TEL:03-5463-0358、E-mail:ki-kikaku[at]o.kaiyodai.ac.jp)
URL		<a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/</a>

**【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】**

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		※別紙1 (2,3ページ) のとおり
監事による確認		※別紙2 (4ページ) のとおり

国立大学法人ガバナンス・コード適合状況報告書（令和 2 年度）  
経営協議会委員意見

国立大学法人ガバナンス・コードは国立大学法人法に定める第 3 章中期目標等と重複する部分も多いが、法律よりさらに詳細に運営の原則が示されていることにより、大学側としては経営環境の改善を目指すチェックリストとして活用できるメリットがある。

しかしながら、あくまで定性的な原則を示しているだけなので、大学のコンプライ又はエクस्पラインの適合状況評価においては各原則につき概ねコンプライとの自己評価になる。その原則の実施内容の深度においてはバラつきがある。

今回確認に当たって経営協議会に提示された適合状況においては、それでも具体的に実施内容の記述もされており、一定のコンプライの評価ができるようになっており、また、記述内容及び適合状況も概ね妥当と思われる。今後、さらなる改善が必要な点につき、自らが改善実行していくことが望まれる。

国立大学法人ガバナンス・コードの策定の目的は、学長の強いリーダーシップの下で組織運営の強化を図るとともに運営の状況や意思決定の仕組みの透明性を確保することにより、幅広いステークホルダーへの説明責任を果たすことにある、とされている。

この「コンプライ オア エクस्पライン」の最終目標は、多様なステークホルダーの期待に応じて、迅速かつ効果的に社会への責任と貢献を果たしていくことにあり、絶えざる評価と検証そして改善のプロセスを必要とすると理解する。

実学を旨とする本学にあって、基本原則 4. に関連し、とりわけ重要なステークホルダーである国内外の産業界との関係において、本学の教育・研究の内容がどのように理解されているか、どのような成果を生んでいるか、について一方的な情報公開にとどまらず双方向の評価と検証を行い改善につなげていくことで、本ガバナンス・コードの実効性の確保に努めていって欲しい。

また、2020 年 3 月 31 日発表された国立大学協会会長による「国立大学法人ガバナンス・コード公表に係る会長コメント」で、『「コンプライ オア エクस्पライン」の考え方は、ガバナンス・コードの内容に対して一律的な実施を求めるのではなく、ガバナンス・コードに記載された姿に向かう道筋は多様であることを示すものでもある。』と述べている。

これは、各大学のそれぞれの特色を踏まえて、より効果的な実施と公表について自らの立場で検証し、方法や内容の修正や改良をいとわず行っていくべきことを示唆していると理解する。この考えに則って、ガバナンス・コードの運用に当たっては、各原則が実施できていると思いつくことなく、本学の特色を踏まえて効果的かつ柔軟に対応できているかどうか PDCA を怠らず行っていくべき。

なお、ガバナンス・コードの適合状況の審議にあたっては、大学として特徴を踏まえたより具体的な取組の説明について考慮願うとともに公表事項についても、大学として実施している取組を積極的に記載し、アピール願いたい。

以下、具体的な改善を要する項目等についての意見を記載する。

- ・ 補充原則 1-4②、原則 2-1-3、原則 2-3-2、補充原則 3-1-1①など現時点で一部コンプライドできていない公表事項については具体的に如何なる方法でいつ頃までに公表予定なのかを記載すべきではないか。
- ・ 原則 2-2-2 実施状況はガバナンス機能を最大限発揮しているとなっているが、具体的に如何なる方法或いは仕組みによって機能させようとしているかの説明を願いたい。
- ・ 補充原則 2-1-2①について、法人の長は法人の代表者であることを自覚し、その職責を十分に理解した上でとの記載があるが、具体的に何を求められているのかが不明確であり、これが判然としなければ、実施状況の説明も難しい。

以上

#### 【意見への対応状況】

これらの意見は令和 2 年 12 月に本学の適合状況を説明した経営協議会后に寄せられ、令和 2 年版（令和 3 年 2 月末公表版）の報告書作成にあたり、以下の対応を行った。

- ・ 補充原則 1-4②、原則 2-1-3、原則 2-3-2、補充原則 3-1-1①の対応が完了していない公表事項については、現時点で予定している対応方法及び時期等について経営協議会（令和 3 年 2 月）において説明するとともに報告書上に記載した。
- ・ 原則 2-2-2 のガバナンス機能を最大限発揮するための方法について、経営協議会（令和 3 年 2 月）においてより詳細な説明を行った。
- ・ 補充原則 2-1-2①について、本学の多様なステークホルダーとの十分な対話など、本学として捉える法人の長の職責と対応状況について、経営協議会（令和 3 年 2 月）においてより詳細な説明を行った。
- ・ 経営協議会において、大学としての特徴や強み等を踏まえた取組状況について、経営協議会（令和 3 年 2 月）においてより詳細な説明を行った。

国立大学法人ガバナンス・コード適合状況報告書（令和 2 年度）

監事意見

ガバナンス・コードとは、ガバナンス体制を構築する際を守るべき原則・指針であり、国立大学法人自らの業務運営を常に律する規範であるので、経営協議会において提示された適合状況の記載も、「実施状況の記載 → 現状では問題はない → 但し、引き続き何らかの点について検討していく。」の流れが理想になると思われる。たとえば、原則 3-4-1①、原則 3-4-2①など。他の箇所も含めて、現状は問題がないが、今後更なるガバナンス強化のために検討している事項があれば記載すべきである。

また、適合状況の記載は、ガバナンス・コードに適合している又はいないことだけが問題ではなく、適合していない場合どのように適合させていくのかを示すことも重要と考えられるため、人材育成方針(補足原則 1-4②)、経営協議会外部委員の選考方針（補足原則 3-1-1①）などについては、時期や公表方法などできる範囲で具体的に示すこと。

以上

【意見への対応状況】

これらの意見は令和 2 年 12 月に本学の適合状況を説明した経営協議会后に寄せられ、令和 2 年版（令和 3 年 2 月末公表版）の報告書作成にあたり、以下の対応を行った。

- ・原則 3-4-1①、原則 3-4-2①等の現状では適合状況に問題がなくとも今後更なるガバナンス強化が考えられる項目について検討を行い、監事が陪席する経営協議会（令和 3 年 2 月）において説明を行った。今後も同様の視点により更なるガバナンスの強化について継続的に検討を行う。
- ・補充原則 1-4②、原則 2-1-3、原則 2-3-2、補充原則 3-1-1①の対応が完了していない公表事項については、現時点で予定している対応方法及び時期等について監事が陪席する経営協議会（令和 3 年 2 月）において説明するとともに報告書上に記載した。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、以下に説明する原則を除き各原則を全て実施しており、以下の原則についても可能な限り早期での対応を予定している。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p><b>【補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針】</b> 副学長、学長補佐、経営企画室室員に教職員を任命し、大学の経営にかかる企画立案に参画させることにより、その職務経験を通じて、法人経営に必要な人材への成長を促すサイクルができていますが、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針の策定及び公表については、十分に実施できておらず、第4期中期目標期間前半の策定及び大学公式ホームページにおける公表に向けて対応する。</p> <p><b>【原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等】</b> 学長は適材適所で学内外から理事や副学長等を選任・配置しており、それらの役職や役割を公表しているが、人材の責任・権限等については、現在非公表の扱いとなっており、令和3年度中を目途に大学公式ホームページにおいて今後公表する方向で対応する。</p> <p><b>【原則2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況】</b> ビジョン2027に基づき、ダイバーシティの観点から人材を確保するとともに、積極的に産業界等外部の経験を有する人材を外部理事に選任し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保している。ただし、外部人材の観点及び登用の状況については、現在公表されておらず、第4期中期目標期間の前半の明示及び大学公式ホームページにおける公表に向けて対応を進める。</p> <p><b>【補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫】</b> 経営協議会学外委員の選任にあたっては多様な関係分野からの有識者が就任しており、その運営に当たっては、各種審議事項に加えて、大学が直面している経営的課題等をテーマとした意見交換の機会を設定する等、学外委員の見識を法人経営に生かす工夫を行い、その概略は他の議事と併せて議事要録上で公表している。また、学外委員から得られた意見と本学の対応状況について年度ごとに取りまとめ、公表している。なお、経営協議会の外部委員に係る選考方針については、現在公表されておらず、十分に実施できているとは判断し難いため、令和3年度中を目途に大学公式ホームページにおける公表に向けて対応していく。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		2015年10月に公表した「ビジョン2027—海洋の未来を拓くために—」は、本学のミッションを踏まえ、海洋の未来を拓くトップランナーとしてその実現を図るため、中長期的な方向性の共有を目指して作成したものであり、2019年4月にはバージョン2が策定されている。このビジョンはその実現に向けた道筋を示す「アクションプラン」とともに大学公式ホームページ上で公表している。 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/vision/2027_420272027_432027510142027_20151014.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/vision/2027_420272027_432027510142027_20151014.html</a>  ※以下、掲載しているURLは全て大学公式ホームページ
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		目標・戦略の進捗状況については、国立大学法人法に基づく業務実績報告書を毎年度公表しており、各年度における業務の実績・進捗状況、継続的な改善状況等について記載されている。 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business2/gyoumu-jisseki.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business2/gyoumu-jisseki.html</a> また、法人の目標・戦略及びその結果等を事業報告書、統合報告書等の様々な報告書・刊行物によって明示している。 (事業報告書) <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/finance/shorui/zaimu-shorui.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/finance/shorui/zaimu-shorui.html</a> (統合報告書) <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/president/post_188.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/president/post_188.html</a>
補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		経営及び教学運営双方に係る各組織の体制については、役員は学長1名、理事4名、監事2名により構成されている。また、各理事及び各分野を担当する副学長、学長補佐等が学内業務を総括している。また、主な運営組織として経営協議会、教育研究評議会を設置している。これらは全て以下の大学公式ホームページ上で「役員等紹介」として公表している。 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/organization/officer.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/organization/officer.html</a> また、経営及び教学運営に係る権限と責任の体制、教育研究の成果等については、国立大学法人法に基づく業務実績報告書、教育研究の評価に係る報告書等により公表している。 (業務実績報告書) <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business2/gyoumu-jisseki.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business2/gyoumu-jisseki.html</a>
補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		中期計画を次のとおり策定し、公表している（該当部分抜粋） 1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 研究に関する目標を達成するための措置 (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置 ③—1 女性教員、若手教員（40才以下）、外国人教員を積極的に採用するための体制（教員配置戦略会議の利用及び部門（教員所属組織）へのインセンティブなど）を整備するとともに、人員配置計画に基づき、女性教員比率、若手教員比率及び外国人教員比率を第2期中期目標・中期計画期間中の平均値より増加させる。 X その他 2. 人事に関する計画 (1) 性別、年齢、国籍、障がいの有無等にとらわれず、また、任期制を活用して教員人事の流動性・多様性を高める方策について検討する。 (中期目標・中期計画) <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business1/plan3/index.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business1/plan3/index.html</a>
補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		また、財務計画については、中期計画の「VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」において、中期的な財務計画を策定し、公表している。 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business1/index.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business1/index.html</a> 教育研究に係る費用については附属明細書「(19) 開示すべきセグメント情報」において、セグメント別の財務情報を公表し、教育研究の成果等については事業報告書「IV 事業の実施状況」にて公表している。 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/finance/shorui/zaimu-shorui.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/finance/shorui/zaimu-shorui.html</a>
補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		・中期的な財務計画については「国立大学法人東京海洋大学の中期目標を達成するための計画（中期計画）」において、中期目標・中期計画期間中の「IV 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」を公表している。 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business1/index.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business1/index.html</a> ・教育研究に係る費用については附属明細書「(19) 開示すべきセグメント情報」において、セグメント別の財務情報を公表し、教育研究の成果等については事業報告書「IV 事業の実施状況」にて公表している。 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/finance/shorui/zaimu-shorui.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/finance/shorui/zaimu-shorui.html</a> ・年次報告書において、法人の活動状況に加え、教育・研究経費や財務指標などの財務状況を分かりやすく公表している。 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/yearlyreport.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/yearlyreport.html</a>

<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>副学長、学長補佐、経営企画室室員に教職員を任命し、大学の経営にかかる企画立案に参画させることにより、その職務経験を通じて、法人経営に必要な人材への成長を促すサイクルができているが、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針の策定及び公表については、十分に実施できておらず、第4期中期目標期間前半の策定及び大学公式ホームページにおける公表に向けて対応する。</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>学長は適材適所で学内外から理事や副学長等を選任・配置しており、それらの役職や役割を公表しているが、人材の責任・権限等については、現在非公表の扱いとなっており、令和3年度中を目途に大学公式ホームページにおける公表に向けて対応する。 大学ホームページ&gt;組織・沿革&gt;役員紹介について <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/organization/officer.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/organization/officer.html</a></p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は、国立大学法人法その他関係法令等に定める重要事項のほか、学内規則等の定めるところにより、法人の適切な経営に資する事項を審議し、学長の意思決定を支えており、役員会の議事要録は大学公式ホームページ上で公開している。 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/officers/digest/index.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/officers/digest/index.html</a></p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>ビジョン2027に基づき、ダイバーシティの観点から人材を確保するとともに、積極的に産業界等外部の経験を有する人材を外部理事に選任し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保している。ただし、外部人材の観点及び登用の状況については、現在公表されておらず、第4期中期目標期間の前半の明示及び大学公式ホームページにおける公表に向けて対応を進める。</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会学外委員の選任にあたっては多様な関係分野からの有識者が就任しており、その運営に当たっては、各種審議事項に加えて、大学が直面している経営的課題等をテーマとした意見交換の機会を設定する等、学外委員の見識を法人経営に生かす工夫を行い、その概略は他の議事と併せて議事要録上で公表している。また、学外委員から得られた意見と本学の対応状況について年度ごとに取りまとめ、公表している。なお、経営協議会の外部委員に係る選考方針については、現在公表されておらず、十分に実施できているとは判断し難いため、令和3年度中を目途に大学公式ホームページにおける公表に向けて対応する。 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/managementcouncil/digest/">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/managementcouncil/digest/</a> <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/corporateeffort/outside/">https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/corporateeffort/outside/</a></p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長の選考基準は、平成28年9月30日付け学長選考会議により「国立大学法人東京海洋大学に求められる学長像」※が決定されており、当該基準に基づき学長選考会議が選考する。 ※以下大学公式ホームページに公表 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/presidentselection/post_74.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/presidentselection/post_74.html</a> また、学長の選考結果、選考過程、選考理由については、決定後速やかに学内外に公表している（以下、公表URL） <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/topics/news/202011021900.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/topics/news/202011021900.html</a></p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>学長の任期は、「国立大学法人東京海洋大学学長の任期に関する規則」において次のとおり定められており、本項において以下のとおり公表する ○国立大学法人東京海洋大学学長の任期に関する規則 第2条（任期） 学長の任期は4年とし、当該任期満了前に学長選考会議で審議し、継続することが適当と認められたときは、当初の任期から2年延長するものとする。</p>
<p>原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>学長の解任を申し出るための手続きについては、「国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則」に定められている（第3章。以下、公表URL） <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/presidentselection/selectionrules.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/presidentselection/selectionrules.html</a></p>
<p>補充原則 3 - 3 - 3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>・学長の業務執行の評価は、「国立大学法人東京海洋大学学長選考等規則」第10条に基づき実施している（以下、規則の公表URL） <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/presidentselection/selectionrules.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/presidentselection/selectionrules.html</a> ・評価結果については、学長選考会議議事要録において公表している。（以下、議事要録の公表URL） <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/presidentselection/digest/index.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/document/presidentselection/digest/index.html</a></p>
<p>原則 3 - 3 - 4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>該当無し（本学は、大学総括理事を置いていない）</p>

<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>全国における海洋・海事・水産業界の支援や研究成果を活用した地域における課題解決、産官学金連携プロジェクトの展開等により社会との適切な連携・協働体制の構築に努めている。 また、国立大学法人東京海洋大学業務方法書にて、内部統制システムの整備に関する事項を定め、内部統制システムの運用及び見直しを行っており、大学公式ホームページにて公表している。 大学ホームページ&gt;情報公開&gt;業務に関する情報&gt;業務方法書の公表&gt;業務方法書の公表（東京海洋大学業務方法書） <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business/gyoumu-hou.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/business/business/gyoumu-hou.html</a></p>
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>大学公式ホームページにおいて、法令に基づく情報公開の徹底に加えて、組織に関する情報、業務に関する情報、財務に関する情報、環境活動に関する情報提供など種別ごとに公表しており、年次報告書、財務報告書、環境報告書などを掲載している。 大学ホームページ&gt;情報公開 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/</a></p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>大学公式ホームページにおいて、大学への入学希望者、大学院への進入学希望者、企業や研究者の方、卒業生の方、在学生の方、地域・一般の方として対象者を分類し、対象者に向けた情報を公表している。 大学ホームページ&gt;大学で学びたい方 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/university/">https://www.kaiyodai.ac.jp/university/</a> 大学ホームページ&gt;大学院で学びたい方 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/graduateschool/">https://www.kaiyodai.ac.jp/graduateschool/</a> 大学ホームページ&gt;企業・研究者の方 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/company/">https://www.kaiyodai.ac.jp/company/</a> 大学ホームページ&gt;卒業生の方 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/graduate/">https://www.kaiyodai.ac.jp/graduate/</a> 大学ホームページ&gt;在学生の方 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/student/">https://www.kaiyodai.ac.jp/student/</a> 大学ホームページ&gt;地域・一般の方 <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/general/">https://www.kaiyodai.ac.jp/general/</a></p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報を示す情報</p>		<p>学生が目指すべき人材像、身に付けるべき能力を示した学位授与に関する基本的な方針として、学部・学科等別にディプロマポリシーを定めホームページで公表している。また、学生の満足度（修学支援調査の結果）及び学生の進路状況についても大学公式ホームページで公表している。 ・平成30年度 東京海洋大学修学支援調査（調査結果報告書） <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/topics/img/215b4ac65527bf98e6c95a27414f3d96_3.pdf">https://www.kaiyodai.ac.jp/topics/img/215b4ac65527bf98e6c95a27414f3d96_3.pdf</a> ・修学支援調査に寄せられた意見等への主な対応状況（平成30年度） <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/topics/img/d37828d8aa1307ec12da72d7ed8acd83.pdf">https://www.kaiyodai.ac.jp/topics/img/d37828d8aa1307ec12da72d7ed8acd83.pdf</a></p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報（大学公式ホームページ「情報公開」に公表） <a href="https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/publicnotice/publicnotice2.html">https://www.kaiyodai.ac.jp/disclosure/publicnotice/publicnotice2.html</a></p>